

適用除外となる広告物

1 禁止地域、許可地域、禁止物件のすべてが適用除外される広告物

(1) 法令の規定により表示し、又は設置されるもの。

＜法令の規定により表示される広告物の例＞

広告物の例	根拠法令
史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板	文化財保護法
道路標識	道路法
一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示	建築基準法
建設工場の現場等への標識の掲示	建設業法

(2) 公職選挙法その他の法律の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、または設置されるもの。

(3) 公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので次に掲げるもの。

① 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示又は設置するもの。

(その他留意点)

- ・ 屋外広告物の提出により安全上問題が生じる場所でないこと。
- ・ 色彩、意匠は周囲の景観とできる限り調和させること。

② 季節的行事又は宗教行事のために表示し、又は設置するもの。

③ 街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので次の基準に適合するもの。

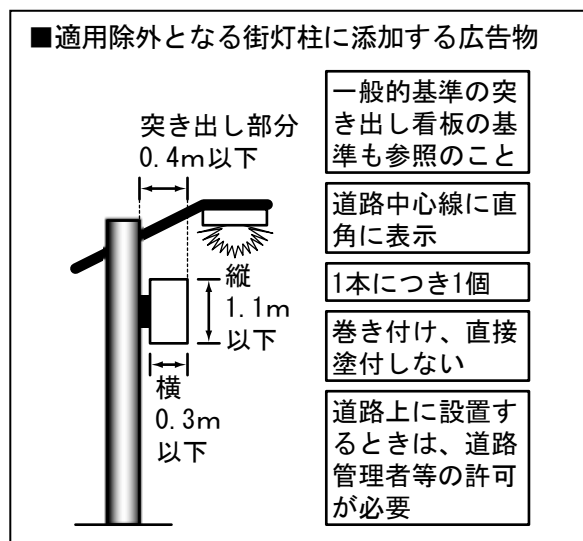
ア 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。

イ 大きさは縦1.1m以下、横0.3m以下であること。

ウ 突き出し部分の長さは0.4m以下であること。

エ 道路の中心線に直角に表示するものであること。

オ 街灯柱1本につき1個であること。



2 禁止地域、許可地域の規制のみ適用除外になる広告物

(1) 自家用広告物

自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので、表示面積が10㎡以下のもの。

<許可が必要な例（適用除外とならない例）>

○1面が6㎡で、表裏に表示がある野立の屋外
広告物を設置する場合

←表裏の合計が10㎡を超えるため

○敷地を囲うフェンスに複数の（3㎡を4箇所）
屋外広告物を設置する場合

←工作物（フェンス）に対し、10㎡を超える
ため。ただし、管理上必要なものは除く。

○道路の反対側に屋外広告物を設置する場合

←自己の居所又は事業所若しくは営業所でない
ため。ただし、駐車場など事業所若しくは
営業で活用している土地に設置するものは
除く。

（2）自己管理地広告物

自己の管理する土地に管理上の必要に基づき
示又は設置されているもので、以下の基準に適合
するもの。

- ① 表示面積が1.5㎡以下であること。
- ② 高さが地面から1.5m以下であること。

（その他留意点）

- ・ 表示の内容は、あくまで土地の管理に必要な範囲に限られ、他の宣伝効果を目的とするようなものは該当しない。
- ・ 表示個数は必要最小限の範囲とし、意匠、色彩については周囲の景観と調和したものとなるよう配慮すること。
- ・ 複数設置する場合は、事前に設置する屋外広告物についてお問合せください。

（3）はり紙又ははり札等

次の基準に適合するもの

- ① はり紙でその面積が0.13㎡以下のもの。
- ② はり札等でその面積が0.10㎡以下のもの。

（4）一時的又は仮設的なもの

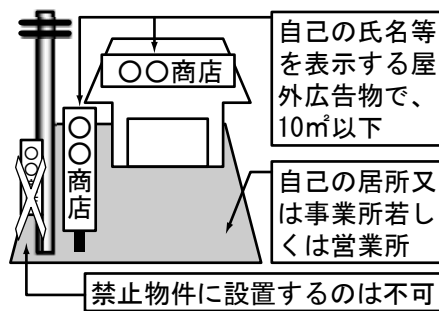
表示期間又は設置期間が10日以内のもの。

（5）その他の広告物

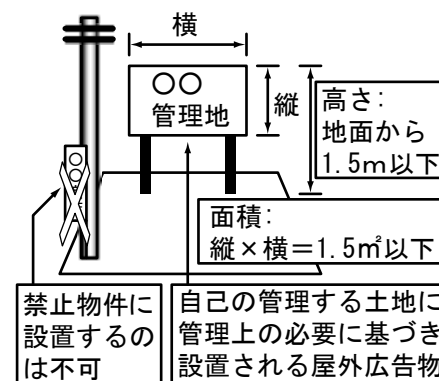
（1）～（4）に準ずるもの。

- ① 講演会、展覧会、音楽会等のためその敷地内に表示し、又は設置されるもの。
- ② 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの。

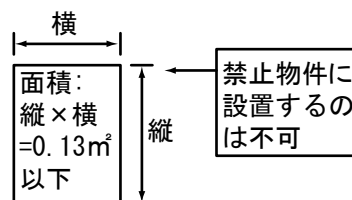
■ 適用除外となる自家用広告物



■ 適用除外となる自己管理地広告物



■ 適用除外となるはり紙



■ 適用除外となるはり札等

